

小郡市監査委員公表第21号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年9月26日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月16日

小郡市監査委員 高 山 晃
小郡市監査委員 後 藤 理 恵

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第26号（令和6年4月9日付 下水道課）分

・・・・・・・・ 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第26号（令和6年4月9日付 下水道課）分

	監査の結果	措置の状況
1	1. 契約事務について適正な事務処理を求めるもの 下水道修繕工事（マンホール工）において、工事請負費ではなく修繕費から支出するために、予定価格が130万円以下になるよう工事内容を分けて契約事務を行っていた。 発注に際し、合理的な理由なく、意図的に契約を分離・分割して発注してはならない。透明性、客観性が確保された契約事務を行われない。	国・県道の各種工事に伴うマンホール蓋の高さ調整を、道路整備に支障をきたさないよう施工期限内に行う必要があることが主な原因であるため、人孔蓋調整等を本市に依頼する予定がある場合、施工期限の2ヶ月前には連絡するよう福岡県久留米県土整備事務所に対し、毎年度依頼を行う。 また、工事発注等の契約事務にあたっては、契約規則等を遵守するとともに透明性、客観性を確保した、適正な事務処理を行う。